

国保税税率を詮問へ

福井市 県の方針参考へ

国民健康保険（国保）の運営主体が来年四月に市町村から都道府県に代わるのに向け、福井市の東村新一市長は十九日、国保に加入する被保険者の代表や医師らでつくる市国保運営協議会に、来年度以降の国保税の税率などについて詮問した。県の方針を参考に二月に答申する。

県内市町の保険料（税）

は現在、最も高い福井市が約十万一千円と、最も安い約六万三千円の池田町との間では開きがある。県は、保険料平準化を進めていきたい考えで、来年一月に保険料の算定方法などを定めた標準保険料率を市町に提示し、各市町が最終的な税率を決める。

福井市では現在、世帯や個人に一律で課す税額に加え、被保険者が持つ土地や建物などの資産や所得に応

じて変動する税額をえた金額を徴収しているが、市側はこの日、県の方針に沿って来年度からは資産に関する課税を廃止し、他の三項目で補う方針を示した。会合は市役所で開かれ、委員十二人が出席。東村市

長が松平久芳会長に詮問書を手渡した。協議会は十二月に開く次回会合で、県が十一月に実施する標準保険料の仮算定の結果を踏まえ、具体的な税率などを審議する予定。国保には、自営業者やパートの短期労働者が加入しており、市内の被保険者は昨年度平均で約五万二人。（片岡典子）